

始めてみませんか？

訪問型家庭教育支援

～学校と家庭と地域をつなぎ、子育て家庭を応援します～



子どもたちの笑顔を増やすため
家庭教育支援の輪を広げ、人とのつながりがある
安心して子育てできる地域に！



滋賀県教育委員会

こんなことで困ってはいませんか？

昨今、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、悩みを抱えていても相談できない、子どもと向き合う時間が取れないなど、保護者が子育てをするうえで多くの課題が存在しています。

学 校

全然電話にでてくれない、家に行っても会えないし、どうすればいいんだ。



電話で話をしていると、感情的になってしまわれてうまく伝わらない。



子どもの行きしぶりが心配。

地 域

地域の行事にも来られないし、顔を合わせる機会もないし・・・



よくお子さんが、叱られる大きな声が聞こえてくるけど大丈夫かしら？



でも、そんな「困った保護者」は
実は「困っている保護者」かも

家 庭

毎日の仕事と生活で
大変・・・

子どものことまで
気がまわらない・・・



余裕がない・・・
しんどい・・・

周りに相談できる
人もいないし・・・



保護者が元気になる訪問型家庭教育支援
を始めてみませんか？



子育てについての相談機関は多くあるものの、なかなか自分から相談に行くには勇気がいるものです。そんな時、訪問して、話し相手になってくれる身近な人がいれば保護者の心に余裕ができ安心して子どもと向き合えます。

訪問型家庭教育支援チームは、家庭と学校、家庭と地域をつなぎ、子育て家庭を応援します。

訪問型家庭教育支援とは？

学びの場や相談の場などに出向くことが難しい家庭を訪問して支援を届け、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支えるアウトリーチ型の家庭教育支援活動です。

具体的な取組内容

- ①保護者からの相談への対応
- ②保護者に対する情報提供
- ③専門機関への橋渡し

訪問の目的は、届ける支援を必要とされている家庭との「つながりづくり」です。会話や交流を通して顔の見えるコミュニケーションづくりを！

◎訪問型家庭教育支援の主な役割

- ①家庭の孤立化を防ぎ、問題の発生予防や早期発見につなげます。
- ②保護者の話を丁寧に聞いて、悩みや不安を解消します。
- ③保護者が学びの場などの拠点につながるよう支援します。
- ④必要に応じて、関係諸機関の支援につなぎます。



出典：平成30年11月 文部科学省「家庭教育支援チーム」の手引きより

訪問型家庭教育支援チームとは？

地域の多様な人材で構成された集まりであり、教育委員会や学校、公民館などを拠点に訪問や相談、情報提供を行い、保護者に寄り添うことで、子どもの育ちを支えます。

構成員

訪問型家庭教育支援チームは、地域の実情に応じて、子育ての経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成されています。

(例)

子育てサポーター、教員OB、PTA関係者、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー（SSW）、保健師、臨床心理士、社会福祉士など



出典：平成28年8月 文部科学省「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」より

訪問型家庭教育支援のポイント

保護者を元気にして、自分の力で
子育てに向き合うことができるように支援します。

大切にしたい視点：保護者の「エンパワメント」※

※エンパワメント：本来持っている自らの素晴らしい力を発揮できるようになること

① ひたすら保護者の話を聞きます！

- まずは、保護者の話すことに耳を傾けます。
- 保護者の聞いてほしいこと、話したいことを引き出します。

② 信頼関係を築いて、学校などをつなぎます！

- 保護者との信頼関係を築いて、学校と保護者をつなぎます。
- 必要な場合は、福祉の専門家等と連携するなど、必要な支援につなぎます。



子ども達に表れている課題（学校で気になる様子）は「不登校、落ち着きのなさ、暴力行為、保護者のネグレクト」などがあると思いますが、そのことについて、保護者にアドバイスをするのではなく、保護者が話したい話、聞いてほしい話の聞き役に徹します。話すことで保護者の気持ちが整理され、保護者の安定、子どもの状況の改善につながると考えています。

③ 「おみやげ」を持って行きます！

- 「おみやげ」とは、保護者の知らない学校での子どもの成長した姿、頑張っている姿のことです。
- 学校で子どもの様子を見たり、先生方と共有した上で家庭訪問をします。

④ 保護者がエンパワメントされてきたら、フェードアウト！

- 保護者が、自分の力で子どもと向き合えるようサポートします。
- 保護者が学校とつながることができたり、自分で子どもに向き合えるようになってきたら、フェードアウトするように心がけます。

具体的な支援内容の例

対象	家庭が抱える課題	支援の内容
全般	子育てに不安を感じている	・不安なことに耳を傾ける ・頑張りをねぎらう
	子どものしつけや叱り方がわからない	・自分の体験を伝える ・家庭教育学習講座や教育相談等を紹介する
	引っ越してきたばかりの人、外国人で子育てに困っている	・母語での情報を提供する ・支援窓口を紹介する
乳幼児の親	親子関係不全、子どもと遊べない	・子どもと一緒に遊んでみる ・絵本を読んでみせる
	友人がいない、孤立感が強い、大人と話したい	・地域の公民館など子育てを学ぶ支援拠点や交流の場を紹介してみる
小中学生の親	子どもが朝起きられず登校時間になっても登校できない	・朝、家庭を訪問して保護者や子どもに声かけして、登校を促す
	登校していないので学校からの配布物等が届かない	・配布物等を家庭に届け、家庭の様子を把握する
	学校から家庭や子どもと連絡がつかない	・家庭や子どもの様子を見に行く

訪問型家庭教育支援の取組例

家庭訪問を通して、保護者と信頼関係を築き学校とつないでいます。「支援してあげる」というのではなく、保護者と同じ目線に立ち、相手との信頼関係を大切にしています。



家庭教育支援員

登校支援・家庭訪問

登校しづらい子どもと一緒に学校まで話をしながら登校しています。また、SSWの助言を受けながら家庭訪問をするなど、地域住民ならではの温かい支援を行っています。



児童とのつながりから訪問型支援へ

教室の中でしんどい子どもに関わっています。子どもとの信頼関係を築き、保護者に了解を得た上で家庭訪問をすることもあります。



教職員と情報交換

コロナ禍だからこそ、多様な支援の届け方を先生方と一緒に考え語り合っています。

職員室の広めのテーブルがよい情報交換の場になっています。

若手の先生方との交流会も開催しました。



学びの場・交流の場への参加

家庭訪問をする中で、子育ての学びの場・相談の場などの情報提供を行っています。そうするうちに、保護者が気軽にこうした場へも参加することが増えてきました。



家庭を支える機関連携

学校で行われるケース会議等に参加し、保護者を取り巻く環境や悩みを伝え、より良い支援をみんなで考えています。

なお、個人情報については、守秘義務を徹底しています。



教職員

家庭教育支援員さんと話をする中で、違う視点から子どもを見ることができ、子どもの良さを見直すきっかけになりました。また、保護者との連絡もスムーズになりました。

保護者にとって、相談ができて、声をかけてくださる人がいる。そんな安心感が、子どもの安定につながっている気がします。つながりのある人間関係が、地域づくりになっていくと思います。



行政担当職員

訪問型家庭教育支援を始めましょう！

各市町の家庭教育支援担当課等が主導し、チームづくりを進めましょう。

チーム立ち上げの主な流れ（例）

Step 1

現状の把握

- ・ 保護者や学校のニーズの確認
- ・ 学校や福祉部局等における既存の取組の確認
- ・ 子どもの居場所や地域の子育て支援ボランティア活動等の情報収集

Step 2

チームの編成



* SSW…スクールソーシャルワーカー
* SC…スクールカウンセラー

- ・ チーム員を多様なメンバーで構成
（学校や教育委員会と相談してチーム員を依頼しましょう）
- ・ 養成講座や研修会をきっかけにチーム員を広げる
- ・ 運営の方針・ルールづくり
活動日・時間の調整
日常の活動内容
情報共有の方法（個人情報の保護）
訪問の仕方（訪問後の報告等）
- ・ 活動拠点の確保
学校（コミュニティルーム）
公民館やコミュニティセンター
子育て包括支援センター等

学校や福祉部局等へのチームの 周知と連携体制づくり

Step 3

- ・ 学校（教育相談担当等）や福祉部局等との定期的な会議や情報交換の場を設定する。
- ・ 学校や地域の行事などの機会を捉えて、チームや家庭教育支援員の活動内容を保護者・地域住民に周知する。
- ・ 学校や福祉部局関係者と連携した取組を行う。

共に活動をする地域人材の発掘が、チームづくりの第一歩です。
地域における家庭教育支援チームを作って子育てにやさしい地域づくりを進めましょう！

支援の体制をつくるポイント

(1) 訪問型家庭教育支援のルールづくりをしましょう

訪問型家庭教育支援を組織的に実施していくためには、事業の実施要項を策定するなど、運営や業務実施にかかるルールづくりをあらかじめ行っておくことが必要です。

その中には、チーム員の身分や権限、責務に関する規定や、守秘義務・個人情報の取り扱いなどに関する規定を設けておくことが望めます。

他にも、家庭や関係機関とのトラブルを防止し、また、チーム員自身がトラブルに巻き込まれないためにも、右記の内容を決めておくことも重要です。

- 身分証や名刺の準備
- 不必要な情報提供の抑制
- 相手からの話を聞く姿勢
- 話を聞く時間や支援の期間
- 個別問題があった場合の対応の仕方
- 支援員同士の連携など

(2) 守秘義務・個人情報の取り扱い

家庭訪問を行うと、その家庭の個人情報やプライバシーに関する情報（以下「個人情報等」という。）を入手することになりますが、事業実施主体や家庭教育支援チームは個人情報等の管理をしっかりと行うことが求められます。個人情報等の取扱いや守秘義務については、事業が行われる地方公共団体の条例等の規定に留意し、事業の実施要項等に関連規定を置くことや、事業実施主体とチーム員間で誓約書を取り交わすことなどが望めます。

また、家庭教育支援チームが学校や保健・福祉機関等の他機関との間で個人情報等を共有する必要がある場合には、事前にそのことについて被支援家庭の同意を得ておくことが必要です。

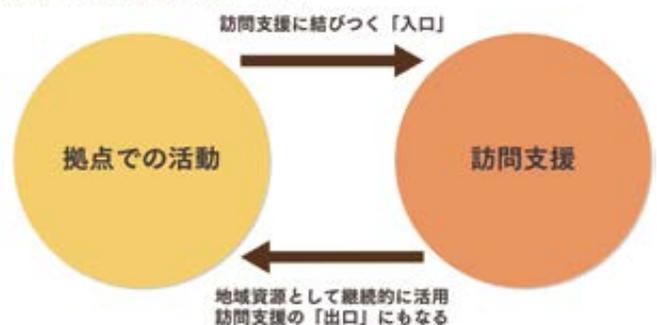
いずれにしても、関係機関との個人情報等の共有については、事前に関係機関と協議し、共有方法について整理しておくことが重要です。

(3) 訪問支援の「入口」「出口」となる拠点

拠点となり得る施設としては、公民館、小学校、地域子育て支援拠点などがあり、こうした「場」を活用した取組の内容としては、子育てや家庭教育に関する相談、情報提供、保護者を対象とした学級や講座、親子参加型の活動などがあります。

地域の人たちに開かれた支援の「場」を有することが、訪問支援に結びつく「入口」にもなります。また、逆に、訪問支援活動を通じて、こうした「場」に保護者をつないでいくことで、保護者の家庭教育における主体性を引き出すといったように、訪問支援の「出口」となることもあります。

【図】「場」の活動と訪問支援の関係性



(4) 関係機関との連携の仕組みづくり

地域の関係機関（教育委員会、学校、保健・福祉部局・機関、子育て支援団体、大学等）で構成する協議会をつくり、家庭教育支援チームの活動をバックアップする仕組みをつくることで、教育・福祉・保健などの各分野間の連携が実効性あるものとなります。

その際、定例会議を開催することで、それぞれの機関の特徴や違いが明確になり、補い合う戦略が立てやすくなります。また、お互いが共通認識に立って動きやすくなります。協議会の形骸化を防ぐためには、年度当初に定例会議の目標や意義を明確化する必要があります。

担当者の皆様へ

子どもたちの健やかな育成と家庭の最大幸福を実現するためには、教職員のみならず様々な関係機関や地域の人々の協働が必要不可欠です。

学校と家庭と地域の協働で取り組む「訪問型家庭教育支援」のキーワードは、「他職種連携と地域協働」と「助け上手、助けられ上手」です。

学校・家庭・地域が家庭教育支援チームを創って、それぞれの強みを活かしながら、足りないところはお互いに助け合って共生のまちづくりを実現させましょう！



滋賀県家庭教育支援推進協議会
座長 新崎 国広

支援を行う中で困ったときは、ご相談ください。

～子育ての相談等、対応が難しい場合（虐待・非行の恐れのある場合）～

対応が難しいケースについては、相談窓口へつなぐことも大切な支援です。
関係機関が連携して取り組むことが大切です。

相談窓口

〈子ども家庭相談センター（児童相談所）〉

- 中央子ども家庭相談センター 077-562-1121
- 彦根子ども家庭相談センター 0749-24-3741
- 大津・高島子ども家庭相談センター 077-548-7768

〈その他〉

各市町にも児童相談窓口がございますので、お住まいの地域の役場にお問い合わせください。

関係資料

〈文部科学省〉

- ・家庭教育支援に関する文部科学省ポータルサイト
- ・訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き



手引き



- ・「家庭教育支援チーム」の手引き



手引き



- ・地域の実情に応じたアウトリーチ型家庭教育支援の取組事例について



取組事例



【お問い合わせ先】 詳しく知りたい時は連絡してください。

滋賀県教育委員会事務局 生涯学習課 地域・家庭教育係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-4654 FAX 077-528-4962

以下のホームページから最新情報をご覧ください。

生涯学習課ホームページ「におねっと」
<https://www.nionet.jp>



生涯学習課
ホームページ

*ホームページより本リーフレット等、資料をダウンロードすることができます。